

大切な命を交通事故から守るために

保護者向け資料

話してみませんか？交通安全のこと

1 自転車ヘルメットの所持・着用について

- 令和5年4月1日から、自転車に乗車する全ての方を対象に、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。
- 自転車事故で亡くなられた方の致命傷となった部位は頭部が約7割を占めています。
- ヘルメットを着用しないと、**致死率が約2.4倍**になります。(警察統計資料より)
- ヘルメットは、頭部への衝撃を軽減する大きな効果があります。
- 令和8年度県立高校・特支高等部入学生から、**自転車通学の許可条件**として、**ヘルメットの所持が必要**になります。



お子さんの命を守るため、

ヘルメットの購入をお願いいたします。

2 自転車損害保険に加入していますか？

- 交通事故には、「被害」、「加害」、「自損」のケースが考えられますが、いずれの場合も、**自己責任**です。
- 生徒が加害事故を起こした場合、多額の**損害賠償**が生徒本人や、**生徒の保護者に対して請求**されることがあります。
- 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、保護者は子が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられています。
- 加入をお願いいたします。
(加入している自動車保険の特約等で自転車損害保険に相当する補償が付いている場合は除く、補償内容を要確認)

3 交通反則切符（青切符）について

- 令和8年4月1日から交通反則切符が適用され、自転車乗車中に交通ルールに違反すると反則金を納めることとなります。

知っていますか？ 自転車にも「交通反則切符（青切符）」が適用！

開始日 令和8年 **4月1日** から
年齢 16歳以上が対象

自転車の主な違反と反則金

- 携帯電話使用（いわゆる「ながらスマホ」）.....12,000円
- 信号無視.....6,000円
- 通行区分違反（右側通行・歩道通行など）.....6,000円
- 指定場所一時不停止.....5,000円
- 公安委員会遵守事項違反（イヤホン・傘差しなど）.....5,000円
- 並進禁止違反.....3,000円 など

自転車の交通反則通告制度について詳しくはこちら
(静岡県警署 外部リンク)

静岡県交通安全対策協議会

○16歳以上が対象になりますので **高校生も適用対象**です。

○自転車に乗りながらスマートフォンを触ったりしていませんか？

○交通ルールをしっかり守り、自転車を利用しましょう。

4 県内高校生の交通事故発生状況（警察統計資料参照）

- 令和7年中の高校生の交通事故は962件、そのうち自転車事故は765件です。

高校生の違反別発生状況

区 分	第1当事者		第2当事者	
	件数	構成率	件数	構成率
合 計	174	...	641	...
一時不停止	94	54.0	1	0.2
安全不確認	22	12.6	92	22.3
信号無視	6	3.4
前方不注意	18	10.3	9	2.2
交差点安全進行	16	9.2	213	51.6
徐行違反	2	1.1	18	4.4
ハンドル・ブレーキ操作	1	0.6
動静不注意	9	5.2	64	15.5
右側通行	4	1.0
のり道等通行	1	0.6
優先通行妨害	2	1.1
通行方法違反
安全速度	1	0.6
右折違反	1	0.6
左折違反
灯火違反
その他の違反	1	0.6	12	2.9
違反なし（自転車）	186	...

高校生の交通違反に多いものは、一時不停止、安全不確認です。

高校生事故の時間帯別発生状況

区 分	高校生事故			
	件数	構成率	自転車事故	歩行者事故
合 計	962	...	765	42
00～02時	3
02～04時	1
04～06時	1	...	1	100.0
06～08時	252	227	90.1	4
08～10時	155	138	89.0	6
10～12時	45	30	66.7	3
12～14時	78	59	75.6	3
14～16時	89	63	70.8	5
16～18時	173	128	74.0	10
18～20時	108	87	80.6	7
20～22時	46	27	58.7	3
22～24時	11	5	45.5	1

自転車事故は登下校の時間に多く発生しています。

お子さんに対する交通安全の声かけをお願いいたします。